

中間試案の取りまとめに向けた議論のためのたたき台（その2）

（注）本部会資料においては、中間試案のたたき台を太字で示し、各事項につき補足説明を記載している。

はじめに

氏名の読み仮名の登録・公証が必要な理由は、次のとおりである。

(1) 正確に氏名を呼称することが可能となる場面が多くなることによって、他人から自己の氏名を正確に呼称される権利・利益の保護に資する。

(2) 社会生活において「なまえ」として認識するものの中には、氏名の読み仮名も含まれていると考えられ、これを登録・公証することは、まさしく「なまえ」の登録・公証という点からも意義がある。

(3) 情報システムにおける検索及び管理の能率を向上させるとともに、行政手続等において、公証された氏名の読み仮名の情報を利用することによって、手続をより円滑に進めることが可能となり、国民の利便性の向上に資する上、氏名の読み仮名を本人確認事項の一つとすることを可能とすることにより、各種手続における不正防止を補完することが可能となる。

第2回会議における議論を踏まえ、上記(1)ないし(3)の記載の順序を変更した。

氏名の読み仮名を法制化する必要性が高まった背景として、我が国における社会全体のデジタル化の推進、特にベース・レジストリの整備を推進する方針が定められたこと、今般の新型コロナウイルス感染症対応を契機として、行政のデジタル化を更に推進し、デジタル社会における国民サービスを拡充する必要性が高まったこと、難読な名の読み仮名が増えていること、我が国における国際化の進展に伴い、例えば、まず、外来語の名又は外国で出生したり、父若しくは母が外国人である子などについては音としての名を定め、次に、その意味又は類似する音に相当する文字を文字で表記された名とする場合など、文字で表記された名よりもその読み方（読み仮名）により強い愛着がある者も少なくないと考えられることなどが挙げられる。

なお、氏名を平仮名又は片仮名で表記したものには、読み仮名、よみかた、ふりがななど、様々な名称が付されているが、デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和3年12月24日閣議決定）において、「戸籍における氏名の読み仮名の法制化に向けた作業を進め」と記載されていることから、本資料においては、暫定的に「氏名の読み仮名」と表記している。

第1 氏名の読み仮名の戸籍の記載事項化に関する事項

1 戸籍の記載事項としての名称

戸籍の記載事項としての氏名の読み仮名の名称について、次のいずれかの案
5 によるものとする（注）。

【甲案】氏名を平仮名で表記したもの

【乙案】氏名を片仮名で表記したもの

（注）戸籍に登録され公証される形式は、上記各案に従い、平仮名又は片仮名とする。

10 （補足説明）

1 【甲案】

法務省民事局長通達に定める出生届書等の標準様式には、氏名の「よみかた」
欄が設けられ、法務省ホームページに掲載されている出生届書の記載例におい
ても、氏名の読み仮名が平仮名で記載されているため、戸籍の届書において氏
15 名の読み仮名は平仮名で記載されていることが多いと想定されるところ、本文
【甲案】は「よみかた」欄の表記と整合する場面が多くなると想定される。

なお、第1回会議において、四字熟語や複合語の表記につき、平仮名と片仮
名を比較すると、片仮名の場合は各文字を記号として捉えた上で音声にして組
20 み立てるのに対し、平仮名の場合は前後の文脈からその意味を捉えている可能
性があり、平仮名の方がより意味理解に資するとの研究結果が紹介された。

2 【乙案】

第1回会議において、片仮名表記は、平仮名表記と比較して、表音が容易で
あり、外来語の表記に違和感を覚えにくいという特徴がある、また、金融機関
25 においては、データ通信量等の観点から、半角カナが用いられているとの指摘
があった。

また、我が国における国際化の進展に伴い、外来語やそれに類するものを起
源とする名の読み仮名が現れるなど、読み仮名の多様化が進むことが想定され
るところ、そうした読み仮名については、片仮名表記の方がなじみやすいとの
30 見方もある。

3 その他考慮すべき事項

平仮名と片仮名とでは、長音の場合に平仮名では母音を重ねるのに対し、片
仮名では長音記号（「ー」）が用いられることが多いなど、表記の方法が異なる
場合があるものの、令和4年1月7日文化審議会建議「公用文作成の考え方」
35 の解説において、「片仮名で表記されている人名、地名、外来語の長音に平仮名
で振り仮名を付ける必要があるような場合には、便宜的に長音符号をそのまま
用いてよい。」とされている。

この点、第2回会議において、実際に、同一の行政手続の中で、氏名の読み
仮名について、平仮名による表記を求められる場面と片仮名による表記を求め

られる場面があるなど、表記の区別は大きな意味を持つものではなく、相互のデータの変換も容易であるとの指摘があった。

4 届出の際の表記

令和3年5月26日内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室決定において、戸籍の記載事項は、「今後ベース・レジストリとして整備のあり方を含め検討するもの」として指定されており、戸籍に記載する氏名の読み仮名は、いわゆるマスターデータとなることや、データの利用に当たっての利便性の観点などから、本文（注）に記載のとおり、戸籍に登録され公証される形式は、平仮名又は片仮名のいずれかに特定すべきものと考えられる。

他方で、第2の1又は2による届出の際の表記については、戸籍に登録され公証される形式と整合させることも可能であるが、平仮名表記又は片仮名表記のいずれも可とすることも考えられる。

この点、第1回及び第2回会議において、名の全部が平仮名又は片仮名表記の者も一定数存在することから、平仮名表記又は片仮名表記のいずれも可とすることも考えられるのではないかとの意見があった。

2 戸籍の記載事項に関する規定の見直し

戸籍の記載事項である氏名との関連性について、戸籍法第13条に次のような規律を加えるものとする。

氏名を平仮名（片仮名）で表記したもの（注）

（注）氏名の読み仮名の名称については、第1の1のとおり、「氏名を平仮名で表記したもの」又は「氏名を片仮名で表記したもの」としてしているが、本項目以降、便宜「氏名を平仮名（片仮名）で表記したもの」と記載する。

（補足説明）

1 本文の考え方

本文は、氏名の読み仮名を戸籍法第13条第1号に規定する「氏名」とは別個のものとして規定するものである。例えば、棄児の「氏名」に関する戸籍法第57条第2項の規定については、その読み仮名にも適用すべきと考えられ、「氏名及びこれを平仮名（片仮名）で表記したもの」などと規定することが考えられる。

第1回会議において、データ項目としての取扱いの観点からは、氏名の読み仮名を氏名とは別個のものと位置付けるべきであるとの意見があった。

2 その他の考え方

本文の考え方のほか、氏名の読み仮名を戸籍法第13条第1号に規定する「氏名」の一部として規定する方法が考えられる。具体的には、戸籍法第13条第1号を「氏名（氏名を平仮名（片仮名）で表記したものを含む。）」と改めることなどが考えられる。

この場合、「氏名(氏名を平仮名(片仮名)で表記したものを含む。以下同じ。)」と規定しないことにより、戸籍法における「氏名」に関する他の規定において、「氏名」には氏名の読み仮名は含まれないと解釈されるものと考えられる。ただし、戸籍法第107条に規定する氏又は第107条の2に規定する名は、戸籍に記載されている氏又は名であるところ、戸籍の記載事項について規定する同法第13条第1号を上記のとおり改める限り、同法第107条に規定する氏又は第107条の2に規定する名に読み仮名が含まれるのではないかとの疑義を払拭することができないとも考えられる。

また、戸籍法以外の各種法令の規定において、「氏名」に氏名の読み仮名が含まれるのか、疑義が生じないように何らかの手当てをする必要があると考えられる。

3 氏名の読み仮名の許容性

氏名の読み仮名の許容性に関する審査について、次のいずれかの案によるものとする。

【甲案】戸籍法には規定を設けず、法の一般原則である権利濫用の法理、公序良俗の法理による(注1)。

【乙案】戸籍法に次のような規律を設けるものとする(注2)(注4)。

氏名を平仮名(片仮名)で表記したものは、国字の音訓若しくは慣用により表音され、又は字義との関連性が認められるものとする。

【丙案】戸籍法に次のような規律を設けるものとする(注3)(注4)。

氏名を平仮名(片仮名)で表記したものは、国字の音訓又は慣用により表音されるものとする。

ただし、正当な事由により国字の音訓又は慣用によらないものを届け出た(申し出た)場合は、この限りでない。

(注1)【甲案】について法令に規定することも考えられる。

(注2)【乙案】を採用する場合、【甲案】と同様に、法の一般原則である権利濫用の法理及び公序良俗の法理も適用されるが、(注1)と同様にこれを法令に規定することも考えられる。

(注3)【丙案】を採用する場合、本文については、【甲案】と同様に、法の一般原則である権利濫用の法理及び公序良俗の法理も適用されるが、(注1)と同様にこれを法令に規定することも考えられる。

(注4)【乙案】又は【丙案】における「慣用」は、社会的にその読み仮名が使用されているという社会的慣用を意味するものである。

(補足説明)

1 基本的な考え方

氏名の読み仮名の許容性については、読み仮名自体の許容性と、氏又は

名の漢字との関係での許容性という2つの観点があるものと考えられる。

本文【甲案】は、基本的に の観点から審査するものであり、 の観点から審査するものとしては、反訓読みによるもの((補足説明)5参照)や、例えば、慣用として「スズキ」と読まれる場合に読み仮名を「サトウ」と届け出るものなど、混乱を招くようなものが考えられるところ、これらを本文【甲案】の基準によって排除することは困難ではないかとの意見があった。

本文【乙案】及び【丙案】は、本文(注2)及び(注3)のとおり、 の観点に加え、 の観点からも審査するものである。

本文【丙案】は、本文【乙案】を基本としつつ、名乗り訓((補足説明)5参照)などについて許容される範囲を広げるものである。具体的には、第2回会議において、本文【乙案】の「字義との関連性」について、外国語についても関連性を認めることとすると、その範囲が不明確になるとの指摘があったことなどを踏まえ、本文【丙案】では、氏名の読み仮名は、原則として、国字の音訓又は慣用により表音されるものとした上で、「正当な事由による届出(申出)」を要件として、例外を認めることとしている。

なお、第2回会議において、氏名及びその読み仮名が個人の権利・利益と密接に関わるものであることは明らかであるが、その一方で、氏名は、社会において個人を識別する機能を有するものであり、氏名の読み仮名もまた、同様の機能を有するものであることから、氏名の読み仮名を定めるに当たっては、社会的混乱を防止し社会秩序を維持するため、一定の制約を受けると考えられるとの意見があった。

2 【甲案】の参考例

東京家裁八王子支部平成6年1月31日審判(判例時報1486号56頁)は、「民法1条3項により、命名権の濫用と見られるようなその行使は許されない。」との判断を示しているところ、当該届出事案に係る先例の解説(戸籍610号75頁)では、「命名権を親権の一作用あるいは子のための代位行為とするとしても、これに行政がどの程度関与することができるか、あるいは根本的に関与することが妥当であるかとする問題が存在する。現行法上、これらに関する明文の規定は存在しないが、私法の一般原則である民法第1条第3項の権利の濫用の法理の一適用場面であると考えられるほか、本件出生届が子の福祉を著しく害するものであると考えられること等を考慮すれば、あえて行政が関与することもやむを得ないものであり、この行政の関与は、社会的にも容認され得るものと思われる。」とされており、また、「民法典に規定されているが、法の一般原理を表現したものと解されるものとして、信義誠実の原則、権利濫用の禁止に関する規定がある」(塩野宏「行政法」[第五版補訂版]83頁)とされており、民法第1条第3項を権利濫用の法理の参考としている。

なお、日本国憲法第12条が国民の権利濫用を禁止しているのは、行政機関に対する場合も念頭に置いており、国民に申請権が認められている場合であっ

ても、申請が権利の濫用である場合には、当該申請は不適法な申請として、拒否処分を受けることになり、このことは、権利濫用が認められない旨の明文の規定の有無にかかわらず（宇賀克也「行政法概説 行政法総論」[第6版] 55頁）とされており、憲法第12条も権利濫用の法理の参考としている。

5 公序良俗の法理については、法の適用に関する通則法第3条に関して、「本条の1つの整理としては、法令においてその効力についての規定が設けられている慣習に関しては、法令の規定により認められたものとして、その法令の規定に従って法律と同一の効力を有するかどうか判断され、法令においてそのような規定が設けられていない慣習については、法令に規定のない事項に関する慣習に限り、法律と同一の効力が認められ」（小出邦夫「逐条解説 法の適用に関する通則法」30頁）とされ、本条は、成文法に規定の存在しない事項について10 的補足的法源としての効力（補足的効力）を慣習に認める立場を基本的に採用したものとして一般に解される（櫻田嘉章＝道垣内正人「注釈国際私法第1巻」77頁）ところ、氏名の読み仮名の定め（氏又は名を定める際にその読み仮名を定める慣習。通常、その後、戸籍の届出等において、届書に「よみかた」として記載している。）自体の効力は、法令に規定されていない事項に関するもので、公の秩序又は善良の風俗に反しないもののみ、法律と同一の効力を有するものと考えられるため、法の適用に関する通則法第3条を公序良俗の法理の参考としている。

20 3 【甲案】における権利濫用の法理及び公序良俗の法理

(1) 本文【甲案】の権利濫用の法理における「権利」については、次のように考えることが可能である。

第2の1の氏又は名を初めて戸籍に記載される場合のうち、命名する場面においては、氏名の読み仮名についての命名権が考えられる。

25 他方で、氏又は名を初めて戸籍に記載される場合のうち、氏又は名の変更による場合（父母の氏に変更する場合を除く。）や帰化の場合など、届出人自身が氏又は名の読み仮名を決定することができる場面においては、日本国憲法第13条などを根拠とする自己決定権との考え方もある。

(2) 本文【甲案】の公序良俗の法理によるものについては、商標の例が参考となる。

30 商標登録を受けることができない商標を定める商標法第4条第7号において、「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」と規定されており、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標の例示として、特許庁ウェブサイトにおいて、「商標の構成自体が非道徳的、卑わい、差別的、きょう激若しくは他人に不快な印象を与えるような文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音である場合。なお、非道徳的若しくは差別的又は他人に不快な印象を与えるものであるか否かは、特に、構成する文字、図形、記号、立体的形状若しくは色彩又はこれらの結合、音に係る歴史

的背景、社会的影響等、多面的な視野から判断する。」と掲載されている。

4 【乙案】の参考例

旅券法施行規則（平成元年外務省令第11号）第5条第2項においては、旅券に記載されるローマ字表記の氏名について、「法第6条第1項第2号の氏名は、戸籍に記載されている氏名（戸籍に記載される前の者にあつては、法律上の氏及び親権者が命名した名）について国字の音訓及び慣用により表音されるところによる。ただし、申請者がその氏名について国字の音訓又は慣用によらない表音を申し出た場合にあつては、公の機関が発行した書類により当該表音が当該申請者により通常使用されているものであることが確認され、かつ、外務大臣又は領事官が特に必要であると認めるときはこの限りではない。」と規定されている。

5 【乙案】及び【丙案】の問題

本文【乙案】及び【丙案】に対しては、慣用については、その範囲や判断基準を明確に定めることは困難である、また、氏にあつては慣用でない読み仮名や字義と一致しない読み仮名も存在する（ただし、本文【丙案】を採用する場合、旅券法施行規則の規定に倣い、公の機関が発行した書類により当該読み仮名が本人によって通常使用されているものであることを確認する手段はあると考えられ、第2の2により戸籍に記載する際の規律に加えることも考えられる。）名にあつては、命名文化として最初に誰かが名の読み仮名として考えた漢字の読みが広まって一般的な名乗り訓（名前に特有の訓読み）となるころ、仮に新たな名乗り訓となり得るものが読み仮名として認められないことになると、これまでの命名文化・習慣が継承されないこととなるなどの指摘がある。

本文（注3）のとおり、本文【乙案】又は【丙案】における「慣用」は、社会的にその読み仮名が使用されているという社会的慣用を意味するものであり、具体的には、不特定多数人において、氏又は名から当該読み仮名を判読することが可能であること、氏の読み仮名にあつては、親が戸籍に記載されている場合には当該親により使用されているものであること、名の読み仮名にあつては、多数人において当該読み仮名が使用されていることなどが考えられる。また、第2回会議において、漢字の中には、反訓読みといわれる反対の意味の読みが存在するものがあるとの指摘があったところ、反訓読みによる読み仮名については、混乱が生じることを防止するため、これを認めるべきでないのではないかとの意見があった一方で、反訓読みは中国の訓語学の中で育まれてきたものであり、その一部は漢和辞典にも掲載されているとの指摘があった。

6 【丙案】における正当な事由

戸籍法第107条の2において、「正当な事由によつて名を変更しようとする者は、家庭裁判所の許可を得て、その旨を届け出なければならない。」と規定されており、これを参考としている。

そのほか、戸籍法においては、第三者による戸籍謄本等の交付請求に関する第10条の2第1項第3号や、過料に関する第137条ないし第139条において、「正当な理由」という文言が規定されている。

5 本文【丙案】における正当な事由が認められるものとして、氏又は名を初めて戸籍に記載される者については、少なくとも社会の混乱を招くものでないものが、既に戸籍に記載されている者については、旅券やその他の公簿等に氏名の読み仮名又はこれらを元にしたローマ字が登録され公証されている場合などが考えられる。

10 他方で、読み仮名自体の許容性の観点から、権利の濫用に当たるものや公序良俗を害するおそれがあるもの((補足説明)3参照)などについては、正当な事由が認められないこととなると考えられる。また、氏又は名の漢字との関係での許容性の観点から、社会の混乱を招くものなどについても、正当な事由が認められないと考えられる。

15 なお、第2回会議において、旅券その他の公簿等に記載する氏名の読み仮名又はこれらを元にしたローマ字については、戸籍の記載に基づくものとすべきであるとの意見があった。

7 氏の読み仮名と名の読み仮名の性質の違い

20 民法第790条において、嫡出子は父母の氏を称し、嫡出でない子は母の氏を称すると規定されている。したがって、氏は、基本的には親から受け継がれるものであり、これは氏の読み仮名についても同様であると考えられるところ、名やその読み仮名は親から受け継がれるものではない。

25 このような氏の読み仮名と名の読み仮名の性質の違いを考慮して、氏の読み仮名に係る審査と名の読み仮名に係る審査を異なるものとし、後者については前者よりも緩やかにすることによって、名の読み仮名については、氏の読み仮名よりも許容する範囲を広げることと考えられるとの意見があった。

8 氏又は名の全部又は一部が平仮名又は片仮名で表記されている場合

30 氏又は名の全部又は一部が平仮名又は片仮名で表記されている場合、その平仮名又は片仮名と異なる読み仮名とすることも可能とし、漢字部分と同様に、本文【甲案】ないし【丙案】のいずれかの基準によるものとするのが考えられる。

35 なお、氏又は名の平仮名又は片仮名部分についてその表記と読み仮名とが異なる場合として、歴史的仮名遣いによる表記が想定されるところ、現代仮名遣い(昭和61年内閣告示第1号)の付表として、「歴史的仮名遣い対照表」が示されており、少なくとも、これに従った読み仮名は、本文【乙案】又は【丙案】における「慣用」によるものとして認められるものと考えられる。

9 その他考慮すべき事項

第1回会議において、字義との関連性などを戸籍窓口において審査することは困難であり、抽象的な規律とせざるを得ないとの意見があった。

また、戸籍窓口の事務への影響や不受理件数の増大、ひいては家庭裁判所の実務への影響も懸念されるとの意見や、戸籍窓口や家庭裁判所において、どのような要件をどのようなスタンスで審理・判断することになるのかについて、議論を尽くすことが重要だとの意見、特に、甲案における権利濫用や公序良俗等の概念は抽象的なので、具体的基準として機能するよう、こういう読み仮名は認められないといった点について、具体的に議論を尽くすべきであるとの意見もあった。

さらに、かつて申出により名に付することができた傍訓について、届出が認められなかったものとして、「高(ヒクシ)」、「修(ナカ)」、「嗣(アキ)」、「十八公(マツオ)」があるところ(大森政輔「民事行政審議会答申及びその実施について(戸籍441号44頁)」第1回会議において、名の読み仮名としてこれらも認めざるを得ないのではないかとの意見があった。

4 読み仮名として用いる平仮名又は片仮名の範囲

氏名の読み仮名として戸籍に記載することができる平仮名又は片仮名の範囲は、次のとおりとする(注)。

第1の1において【甲案】を採用する場合、現代仮名遣い(昭和61年内閣告示第1号)及び「現代仮名遣い」の実施について(昭和61年内閣訓令第1号)によることとする。

第1の1において【乙案】を採用する場合、現代仮名遣い及び「現代仮名遣い」の実施についてを片仮名に変換したものとする。

(注) 及び については、法令に規定することも考えられる。

(補足説明)

小書き(「あ」、「ア」など)及び本文 を採用する場合の長音(「ー」)など、戸籍の氏名に用いることができる文字も範囲に含めることが考えられる。

5 氏名の読み仮名の変更等

(1) 氏又は名を変更する場合における氏名の読み仮名の届出に関する規律は、次のいずれかの案によるものとする。

【甲案】戸籍法第107条第1項又は第107条の2に規定する氏又は名の変更における家庭裁判所の許可を得た後、氏又は名の変更の届出時に読み仮名の届出をすれば足りるものとする。

【乙案】戸籍法第107条第1項又は第107条の2の規定により氏又は名を変更しようとするときは、その読み仮名とともに、家庭裁判所の許可を得て、その旨を届け出なければならないこととする。

(2) 氏又は名の変更を伴わない氏名の読み仮名の変更を認める規律は、次のいずれかの案によるものとする(注)。

【甲案】戸籍法に次のような規律を設けるものとする。

やむを得ない事由【正当な事由】によって氏を平仮名（片仮名）で表記したものを変更しようとするときは、戸籍の筆頭に記載した者及びその配偶者は、家庭裁判所の許可を得て、その旨を届け出なければならない。

正当な事由によって名を平仮名（片仮名）で表記したものを変更しようとする者は、家庭裁判所の許可を得て、その旨を届け出なければならない。

【乙案】戸籍法に次のような規律を設けるものとする。

【20年間、社会生活上通用していることその他法務省令で定める事由によって】氏を平仮名（片仮名）で表記したものを変更しようとするときは、戸籍の筆頭に記載した者及びその配偶者は、その旨を届け出なければならない。

【20年間、社会生活上通用していることその他法務省令で定める事由によって】名を平仮名（片仮名）で表記したものを変更しようとする者は、その旨を届け出なければならない。

（注）【乙案】の「法務省令で定める事由」を規定する案を採用する場合には、【甲案】と併せて採用することも考えられる。

（補足説明）

1 基本的な考え方（本文(1)の規律）

婚姻、縁組によって氏を改めた場合、離婚、離縁等によって復氏した場合、氏の変更による入籍届、又は戸籍法第107条若しくは第107条の2の変更の届をした場合等（婚氏続称又は縁氏続称の場合を除く。）氏又は名が変動すると、氏又は名の読み仮名も、これに伴って変動することが多いと考えられる。

本文(1)【甲案】は、戸籍法第107条第1項又は第107条の2に規定する氏又は名の変更における家庭裁判所の許可を求める申立ては、氏又は名とこれらの読み仮名とのセットとする必要はなく、氏又は名の変更の許可を得た後、第2の1のとおり、氏又は名の変更の届出時に読み仮名の届出をすれば足りるとするものである。この場合、戸籍窓口において、第1の3により氏又は名の読み仮名が許容されるものか否かが審査され、許容されないものであれば、氏又は名の読み仮名の届出は受理されないこととなる。

本文(1)【乙案】は、戸籍法第107条第1項又は第107条の2に規定する氏又は名の変更と併せて、その読み仮名についても、家庭裁判所の許可を得て届け出ることとするものである。この場合、家庭裁判所において、第1の3により氏又は名の読み仮名が許容されるものか否かが審査される。

2 氏又は名を変更し読み仮名を変更しない場合（本文(1)の規律）

第1回会議において、氏又は名を変更しつつ、その読み仮名を変更しないと

するニーズもあるのではないかとの意見があった。

この点、本文(1)において【甲案】を採用する場合には、戸籍法第107条又は第107条の2に規定する家庭裁判所の許可を得た後、第2の1のとおり氏又は名の変更の届出時に従前と同じ読み仮名の届出をすれば足ることとなる。

5 他方、本文(1)において【乙案】を採用する場合には、氏又は名の変更と併せて、従前の読み仮名について、家庭裁判所の許可を得て届け出ることとなる。

3 家庭裁判所の許可の要否（本文(2)の規律）

10 本文(2)【甲案】は、氏又は名の読み仮名のみの変更について、氏又は名の変更（戸籍法第107条又は第107条の2）と同様に、家庭裁判所の許可を得た上で、届け出ることとするものである。

本文(2)【乙案】は、氏又は名の読み仮名のみの変更について、家庭裁判所の許可を不要とし、届け出ることのみでできるとするものである。

15 なお、第2回会議においては、家庭裁判所の許可を不要とすれば、戸籍窓口において氏名の読み仮名の許容性を審査することとなることを考えると、家庭裁判所の許可を要することとせざるを得ないとの意見を始めとして、家庭裁判所の許可を要することとすべきとの意見が複数あった。

4 【甲案】における変更の要件（本文(2)の規律）

20 (1) 本文(2)【甲案】を採用する場合、その要件については、氏又は名の変更（戸籍法第107条又は第107条の2）と同様に、「やむを得ない事由」、「正当な事由」とすることが考えられる一方で、これを緩和すべきとの意見もあることから、本文(2)【甲案】について、緩和した要件をブラケットを付して記載している。

(2) 本文(2)【甲案】を採用した場合において変更の届出が想定される場面については、現在の氏又は名の変更の取扱いが参考となる。

25 戸籍法第107条第1項及び第4項（外国人である父又は母の称している氏に変更しようとするものなどの要件あり）に規定する氏の変更については、やむを得ない事由がある場合に家庭裁判所の許可を得て、届け出ることができる。

30 このやむを得ない事由に該当する事例としては、著しく珍奇なもの、甚だしく難解難読のものなど、本人や社会一般に著しい不利不便を生じている場合はこれに当たるであろうし、その他その氏の継続を強制することが、社会観念上甚だしく不当と認めるものなども、これを認めてよいと考えられている（青木義人＝大森政輔全訂戸籍法439頁）。

35 また、やむを得ない事由に関して、婚姻により夫の氏になったものの、その後離婚し、婚氏続称の届出をして、離婚後15年以上婚氏を称してきた女性が、婚姻前の氏に変更することの許可を申し立てた事案において、婚氏が社会的に定着していることを認定しつつ、離婚時に幼少だった子が既に成人し、申立人の氏の変更許可を求めることに同意していること、申立人は、

同居の実両親とともに、9年にわたり、婚姻前の氏を含む屋号で近所付き合いをしてきたこと等の諸事情を考慮して、やむを得ない事由があると認められると判断し、申立てを却下した原審判を変更して、氏の変更を許可した事例(東京高裁平成26年10月2日決定(判例時報2278号66頁))もある。

5 (3) 戸籍法第107条の2に規定する名の変更については、正当な事由がある場合に家庭裁判所の許可を得て、届け出ることができることとされている。

この正当な事由の有無は一概に言い得ないが、営業上の目的から襲名の必要があること、同姓同名の者があって社会生活上支障があること、神官僧侶となり、又はこれをやめるため改名の必要があること、珍奇な名、異性と紛らわしい名、外国人に紛らわしい名又は難解難読の名で社会生活上の支障があること、帰化した者で日本風の名に改める必要があること等はこれに該当するであろうが、もとよりこれのみに限定するものではないと考えられており、また、戸籍上の名でないものを永年通名として使用していた場合に、その通名に改めることについては、個々の事案ごとに事情が異なるので、必ずしも取扱いは一定していないが、相当な事由があるものとして許可される場合が少なくないこととされている(前掲全訂戸籍法442頁)。

また、性同一性障害と診断された戸籍上の性別が男性である申立人が、男性名から女性名への名の変更許可を申し立てた事案において、正当な事由があると認められると判断し、原審を取り消して名の変更を許可した事例(大阪高裁令和元年9月18日決定(判例時報2448号3頁))もある。

さらに、名の変更については、出生届出の際の錯誤あるいは命名が無効であることを理由として認められる場合がある(戸籍610号75頁)。

25 (4) 以上の例と読み仮名の特性に鑑みれば、氏の読み仮名にあっては、著しく珍奇なもの、甚だしく難解なもの、永年使用しているもの、錯誤による届出によるものなどを理由とした届出が、名の読み仮名にあっては、珍奇なもの、難解なもの、永年使用しているもの、性自認(性同一性)と一致しないもの、錯誤による又は無効な届出によるものなどを理由とした届出などが考えられる。

30 さらに、これらの届出のうち、実際に氏名の読み仮名のみの変更の届出が想定される場面は、極めて限定されるが、例えば、氏の読み仮名にあっては、

濁点の有無や音訓の読みが変化したものを永年使用していることのほか、

本人以外が届け出た読み仮名について、本人にとって著しく珍奇なもの又は甚だしく難解なものなどが考えられる。また、名の読み仮名にあっては、同様に、濁点の有無や音訓の読みが変化したものを永年使用していることのほか、本人以外が届け出た読み仮名について、本人にとって珍奇なもの又は難解なもの、性自認(性同一性)と一致しないものなどが考えられる。

5 【乙案】における変更の要件(本文(2)の規律)

本文(2)【乙案】は、氏又は名の読み仮名のみの変更について、家庭裁判所の許可を不要とし、届け出ることのみでできるとするものであり、戸籍窓口において読み仮名の許容性を審査することとなる。

5 本文(2)【乙案】を採用する場合、その要件として、氏名の読み仮名を変更することができる事由を規定することも考えられるが、市区町村の戸籍窓口において画一的に審査することが可能となるよう、その要件は一義的であり、かつ、公的・客観的な資料により確認可能なものでなければならない。

10 このような観点から、氏名の読み仮名の永年使用を例示することとし、「20年間、社会生活上通用していることその他法務省令で定める事由によって」との要件をブラケットを付して記載している。これは、通用使用の有無を個別に審査するものではなく、実質的には、20年の経過により社会生活上通用していることを推認するものである。

15 氏名の読み仮名の永年使用については、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の16第1項において、外国人住民の通称について、「通称(氏名以外の呼称であつて、国内における社会生活上通用していることその他の事由により居住関係の公証のために住民票に記載をすることが必要であると認められるものをいう。以下この条及び次条第一項において同じ。)」と規定されていることから、これを参考としている。

20 また、永年使用に係る期間については、民法第162条第1項において、所有権の取得時効につき、「二十年間、所有の意思をもって、平穩に、かつ、公然と他人の物を占有した者は、その所有権を取得する。」と規定されていることから、これを参考としたが、民法第816条第2項において、「縁組の日から七年を経過した後に前項の規定により縁組前の氏に復した者は、離縁の日から三箇月以内に戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、離縁の際に称していた氏を称することができる。」と規定されていることなどから、その期間を
25 を参考とすることも考えられる。

30 「法務省令で定める事由」を規定する案を採用した場合には、(補足説明)4(4)の届出が想定される場面を法務省令に規定することが考えられる。具体的には、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律第3条第1項の規定による性別の取扱いの変更の審判を受けたときなどを規定することが考えられる。

なお、第2回会議において、本文(2)【乙案】を採用し、家庭裁判所の許可を不要とするのであれば、実質的な審査は困難となることから、要件を定めるに当たってはこれを考慮すべきであるとの意見があった。

7 その他考慮すべき事項(本文(2)の規律)

35 第1回会議において、氏名の読み仮名のみの変更については、自分自身が手続に参加する形で読み仮名が登録された場合には、その変更はより慎重であるべきであるとの意見があった。この点、本文(2)において【甲案】を採用する場合には、変更の要件を、やむを得ない事由又は正当な事由よりも厳しくするこ

とが考えられるのではないかとの意見があったほか、自分自身が手続に参加する形で読み仮名が登録されたという事実を、家庭裁判所におけるやむを得ない事由又は正当な事由に関する審査の際に、一つの事情として考慮することも考えられる。

5

6 同一戸籍内の氏の読み仮名の規律

同一戸籍内の氏の読み仮名は、異なることとする（注）

（注）上記規律については、法令に規定することも考えられる。

10 （補足説明）

1 戸籍の記載方法

戸籍は、一の夫婦及びこれと氏を同じくする子ごとに編製し、日本人でない者と婚姻をした者又は配偶者がいない者について新たに戸籍を編製するときは、その者及びこれと氏を同じくする子ごとに編製するとされ（戸籍法第6条）同一戸籍内の同籍者の氏は異なることとなっている。なお、本文（注）のとおり、本文の規律を法令に規定するときは、戸籍法第6条に規定する「氏」を「氏及び氏を平仮名（片仮名）で表記したもの」と改めることなどが考えられる。

15

現在、戸籍における氏については、戸籍法施行規則附録第6号のいわゆる紙戸籍の記載ひな形及び付録第24号様式のいわゆるコンピュータ戸籍の全部事項証明書ひな形等において、氏は戸籍の筆頭者の氏名欄にのみ記載することとされていることから、氏の読み仮名についても同様に、戸籍の筆頭者の氏名欄にのみ記載する方法が考えられるが、名の読み仮名とともに戸籍に記載されている者欄に記載する方法も考えられる。

20

なお、戸籍を異にする親族間で氏の読み仮名が異なることは、氏が異なることがあるのと同様に、許容されるものと考えられる。

25

2 戸籍の異動と氏の読み仮名

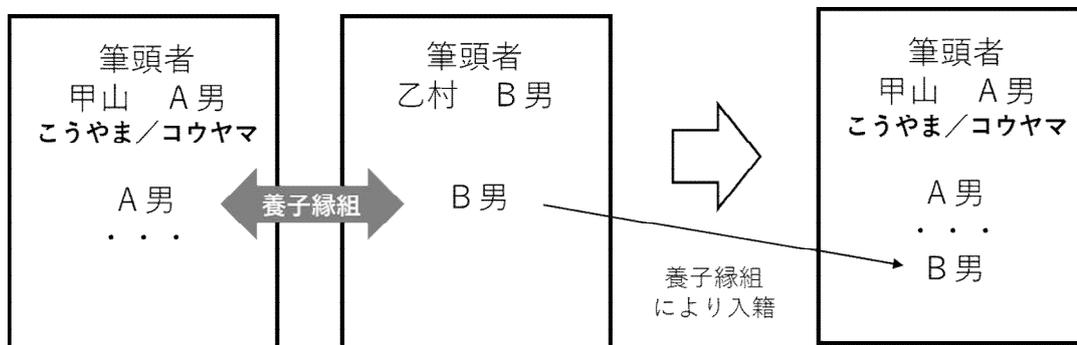
本文の規律を前提として、他の戸籍に入籍する場合に、当該戸籍に氏の読み仮名が記載されているときは、当該氏の読み仮名が入籍する者の氏の読み仮名となる。例えば、甲山A男が乙村B男を養子とする養子縁組をし、乙村B男が甲山A男を筆頭者とする戸籍に入籍する場合において、当該戸籍に氏の読み仮名（こうやま/コウヤマ）が記載されているときは、B男の氏の読み仮名は、「こうやま/コウヤマ」となる（事例1、下記図1参照）

30

なお、婚姻により、筆頭者の現在戸籍に入籍する場合も同様である。

35

(図1)

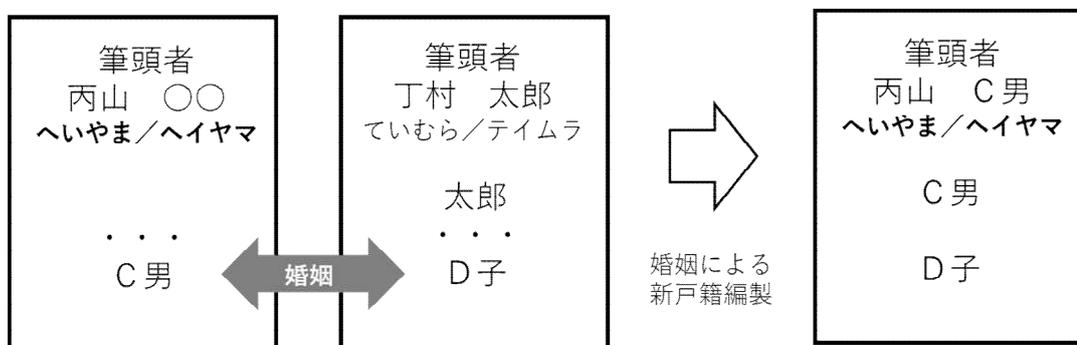


5

婚姻により新戸籍が編製される場合において、夫婦の氏として定めた氏の読み仮名が戸籍に記載されていたときは、当該氏の読み仮名が新戸籍の氏の読み仮名となる。例えば、丙山C男と丁村D子が丙山の氏を称することとして婚姻し、婚姻により丙山C男を筆頭者とする新戸籍が編製される場合において、丙山C男の従前の戸籍に氏の読み仮名（へいやま/ヘイヤマ）が記載されていたときは、新戸籍の氏の読み仮名は「へいやま/ヘイヤマ」となる（事例2、下記図2参照）。

10

(図2)

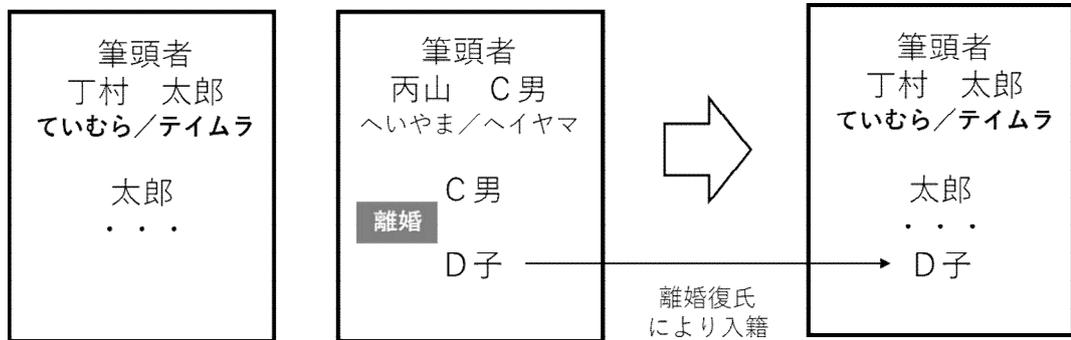


15

離婚又は離縁による復氏により婚姻又は縁組前の戸籍に入籍する場合において、当該戸籍に氏の読み仮名が記載されているときは、当該氏の読み仮名が入籍する者の氏の読み仮名となる。例えば、事例2において、その後、丙山C男と丙山D子が離婚し、D子が復氏により父である丁村太郎を筆頭者とする戸籍に入籍する場合、当該戸籍に氏の読み仮名（ていむら/タイムラ）が記載されているときは、D子の氏の読み仮名は「ていむら/タイムラ」となる（事例3、下記図3参照）。

20

(図3)

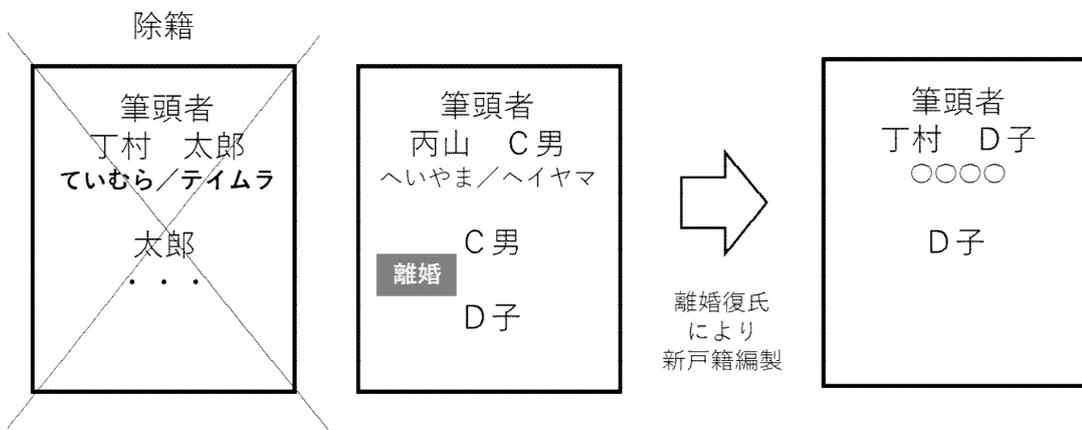


5

他方、離婚又は離縁による復氏により新戸籍が編製される場合は、新たに氏の読み仮名を定める必要がある。例えば、事例2において、その後、丙山C男と丙山D子が離婚し、D子が復氏により新戸籍を編製する場合、D子の氏の読み仮名(丁村の読み仮名)を新たに定めることとなる(事例4、下記図4参照)。

10

(図4)



15

3 氏の読み仮名の届出人

戸籍の届出は、報告的届出と創設的届出とに分類される。報告的届出は、既成の事実又は法律関係についての届出であり、原則として、届出義務者、届出期間についての定めがある。一方、創設的届出は、届出が受理されることによって身分関係の発生、変更、消滅の効果を生ずる届出である。

20

なお、報告的届出と創設的届出の性質を併有するものとして、認知の効力を有する出生の届出、国籍留保の意思表示を伴う出生の届出、就籍の届出(本籍を定める届出の部分が創設的届出の性質を有する。) 帰化の届出(新戸籍が編

製される場合にあっては、本籍及び氏名を定める届出の部分が創設的届出の性質を有する。)等がある。

5 氏名についてみると、例えば、出生の届出は、創設的届出の性質を併有するものがあるものの、民法第790条の規定により称するとされている氏及び命名された名という既成の事実を届け出るものであって、そのほとんどは報告的届出である。そして、氏名の読み仮名についても、同様に、氏にあっては現に使用されている読み仮名、名にあっては命名された時に定められた読み仮名という既成の事実を届け出るものと整理するのが相当と考えられる。

10 このような氏の読み仮名の届出の性質に照らし、戸籍の筆頭に記載した者及びその配偶者に加え、同籍する成年の子のいずれも、その届出をすることができると考えられる。

もっとも、本文のとおり、同一戸籍内の同籍者の氏の読み仮名は異なることとすると、届出人を同籍者全員とする必要があるかが問題となる。

15 特に、DV(ドメスティック・バイオレンス)などにより離婚には至っていないが、別居状態にある者については、同籍者全員で届出をすることが困難であるとの見方もある。また、届出人を同籍者全員とする場合には、同籍者全員が同一の届書等により同時に届出をすることが想定されるところ、同籍者全員が同居していない場合には、届出に至る手続が煩雑になると考えられる。

4 同籍者により自己の認識と異なる氏の読み仮名が届出された場合

20 氏の読み仮名の届出について、同籍者全員を届出人としない場合には、同籍者の一人が届け出た氏の読み仮名が、他の同籍者が認識しているものと異なることも想定される。

25 この場合、他の同籍者は、第1の5(2)の氏の読み仮名のみの変更手続によるか、又は、戸籍法第113条の「その記載に錯誤があることを発見した場合」に該当するとして、家庭裁判所の許可を得て、戸籍訂正を申請することになるものと考えられるが、具体的な処理については検討が必要である。なお、実際に問題となり得る事案を網羅的に想定することは困難であるが、例えば、夫又は妻が他方に嫌がらせをする意図で、実際に使用している氏の読み仮名とは全く異なる読み仮名を届け出たような場合には、錯誤があると認められやすいと
30 考えられる一方で、濁点の有無など、氏の読み仮名に係る双方の認識のそごが大きくない場合には、錯誤があると認められにくいと考えられる。

また、氏の読み仮名のみの変更手続の場合、第1の5(2)で本文【甲案】を採用するとき、筆頭者及び配偶者がともに申し立てをしなければならないところ、夫婦間で氏の読み仮名の認識にそごがある場合には困難である。

35 他方で、戸籍訂正においては、申請者は利害関係人とされていることから、届出人以外の同籍者が単独で家庭裁判所に申し立てをすることができる。もっとも、届出人又は本人の手続保障のため、家事事件手続法第228条において、「家庭裁判所は、戸籍法第百十三条の規定による戸籍の訂正についての許可の

5 申立てが当該戸籍の届出人又は届出事件の本人以外の者からされた場合には、
申立てが不適法であるとき又は申立てに理由がないことが明らかなときを除き、
当該届出人又は届出事件の本人に対し、その旨を通知しなければならない。た
だし、事件の記録上これらの者の氏名及び住所又は居所が判明している場合に
限る。」と規定されていることから、原則として、氏の読み仮名の届出人に通知
されることとなる。

第2 氏名の読み仮名の収集方法に関する事項

1 氏又は名を初めて戸籍に記載される者に係る読み仮名の収集方法

10 氏又は名を初めて戸籍に記載される者に係る読み仮名については、氏又は名
が初めて戸籍に記載されることとなる戸籍の届書（出生、国籍取得、帰化、氏
の変更、名の変更、就籍の届書等）の記載事項とし、これを戸籍に記載するこ
ととする（注）。

15 （注）例えば、「届出事件の本人の氏又は名を初めて戸籍に記載するときは、届書にその氏
又は名を平仮名（片仮名）で表記したものを記載しなければならない。」というよう
な規定を戸籍法に設けることが考えられる。

（補足説明）

20 戸籍の記載は、届出、報告、申請、請求若しくは囑託、証書若しくは航海日
誌の謄本又は裁判によってするとされているところ（戸籍法第15条）実情と
して、届出による記載がほとんどである。

2 既に戸籍に記載されている者に係る読み仮名の収集方法

25 既に戸籍法第13条第1号に定める氏名が戸籍に記載されている者に係る読
み仮名については、次のいずれかの案により収集するものとする。

30 【甲案】既に戸籍法第13条第1号に定める氏名が戸籍に記載されている者
は、一定の期間内に市区町村長に氏名の読み仮名の届出をしなければならないものとする。また、一定期間内に当該届出がない場合には、市区
町村長が国字の音訓又は慣用により戸籍に氏名の読み仮名を記載するもの
とする（注1）（注2）。

35 【乙案】既に戸籍法第13条第1号に定める氏名が戸籍に記載されている者
は一定の期間内に市区町村長に氏名の読み仮名の申出をすることができるものとする。また、一定期間内に当該申出がない場合には、市区町村
長が国字の音訓又は慣用により戸籍に氏名の読み仮名を記載するもの
とする（注2）。

（注1）戸籍に記載されている者が未成年者又は成年被後見人であるときは、戸籍法第
31条の規定により、親権を行う者又は後見人が届出義務者又は届出人となるが、
未成年者又は成年被後見人が届出人となることは妨げられない。

(注2)「一定の期間」は、具体的には1年以上5年以内の期間が考えられる。

(補足説明)

1 前回からの変更点

5 部会資料2では、既に戸籍に記載されている者に係る読み仮名の収集方法として、届出義務を課す案、届出事項とする案及び本人の申出に基づいて市区町村長の職権により記載する案としたところ、第2回会議において、収集方法に関して、国民に届出等の意義や重要性を十分周知すべき、国民に届出等を促すいわゆるプッシュ型の取組をすべき、国民の負担を軽減する収集方法と
10 すべき、届出等とその後の職権記載の2段階とすべき、例えば3年以内に届出等がなかった場合に職権記載をすべき、届出等様式を配布するか、届出を促す通知をすべき、収集方法は手段であり、目標に応じて定めるべきなど多くの意見があった。

15 以上の意見も踏まえ、国民が直接関与した収集方法により、短期間にできるだけ多くの氏名の読み仮名を収集することを目的として、効果的かつ国民に過度の負担をかけない方法により氏名の読み仮名を収集することを目指し、まずは、一定期間内に、様々な方法で届出等を促した上で、当該期間内に届出等がない場合には市区町村長が職権で氏名の読み仮名を記載する案とした。

2 【甲案】の考え方

20 本文【甲案】は、新たな届(氏名の読み仮名の届)を設け、戸籍に記載されている者に届出義務があるとした上で、一定の期間、届出を促し、当該期間内に当該届出がない場合には、市区町村長が職権で戸籍に氏名の読み仮名を記載するものとするものである。ただし、届出期間経過後に市区町村長が戸籍の記載をしたときは、過料の対象となることが明らかになるため、戸籍法施行規則
25 第65条の規定に基づき、管轄簡易裁判所にその旨を通知しなければならないこととなる。

本文【甲案】前段は、届出義務を定めるものであるため、法令に規定する必要があるが、後段は、法令に規定する方法又は法令に規定しない方法が考えられる。

30 本文【甲案】後段を法令に規定しない方法に関しては、氏名の読み仮名は、その届出によって戸籍に記載されることを前提とするところ、これが記載されていない状態は、戸籍法第24条第1項の「戸籍の記載に遺漏がある」状態と評価することができる。そして、第1の3において本文【乙案】又は【丙案】を採用する場合には、氏名の読み仮名は原則として国字の音訓又は慣用により
35 表音されるものであるため、市区町村長は、同条第2項の戸籍訂正により、戸籍の氏名の記載を元にその読み仮名を記載することができる。

戸籍の届出については、戸籍法第137条において、正当な理由がなくて期間内にすべき届出をしない者は、過料に処するとされているところ、本文【甲

案】の一定の期間内に氏名の読み仮名の届出がされなければ、過料の対象となるため、当該期間が適切なものとなるよう検討する必要がある。また、届出期間内に多くの届出がされるよう、効果的な収集方法を検討する必要があり、届出人に届出を促すいわゆるプッシュ型の取組も効果的と考えられる。

5 本文【甲案】については、届出義務者は1億2千万人を超えるところ、届出義務があるといたとしても、届出期間内に届出をしない国民を多数想定せざるを得ず、多くの国民を法令義務違反の状態、すなわち過料の対象にしかねないという問題がある。

3 【乙案】の考え方

10 本文【乙案】は、戸籍に記載されている者は氏名の読み仮名の申出をすることができるとした上で、一定の期間、申出を促し、当該期間内に当該申出がない場合には、市区町村長が職権により戸籍に氏名の読み仮名を記載するものとするものである。

15 現在の取扱いにおいても、戸籍法第24条第1項ただし書により戸籍に記載する端緒となる職権記載申出自体には特段の根拠規定がないため、本文【乙案】前段は、法令に規定する必要はないが、後段は、法令に規定する方法又は法令に規定しない方法が考えられる。

20 本文【乙案】後段を法令に規定しない方法に関しては、氏名の読み仮名の届出義務はないものの、第1の2により氏名の読み仮名が戸籍の記載事項として法令に規定されている以上、戸籍法第24条第1項の「戸籍の記載に遺漏がある」状態と評価することができる。そして、第1の3において本文【乙案】又は【丙案】を採用する場合には、氏名の読み仮名は原則として国字の音訓又は慣用により表音されるものであるため、市区町村長は、同条第2項の戸籍訂正により、戸籍の氏名の記載を元にその読み仮名を記載することができる。

25 本文【乙案】の一定の期間内に氏名の読み仮名の申出がされなかった場合、過料の対象とはならないが、多くの申出がされるよう、当該期間が適切なものとなるよう検討する必要がある。また、申出期間内に多くの申出がされるよう、効果的な収集方法を検討する必要があり、申出人に申出を促すいわゆるプッシュ型の取組も効果的と考えられる。

30 4 届出・申出期間経過後に職権記載した後の申出

35 本文【甲案】後段又は【乙案】後段により、氏名の読み仮名の届出又は申出がなく、市区町村長が職権により国字の音訓又は慣用による表音により戸籍に氏名の読み仮名を記載した場合において、氏名の読み仮名が戸籍に記載された者がこれと異なる氏名の読み仮名を市区町村長に申し出たときは、第1の3において本文【丙案】を採用する場合には、正当な事由があると認められる限り、戸籍法第24条第2項の規定により、市区町村長は管轄法務局長等の許可を得て、職権で当該申出による氏名の読み仮名に戸籍訂正することができるということが考えられる。なお、管轄法務局長等の許可は、包括的に承認しておくこ

とが考えられる。

5 みなし届出

本文【甲案】の氏名の読み仮名の届を前提としつつ、届出期間経過後、市区町村が保有する氏名の読み仮名若しくはこれに準ずる情報又は氏名に係る国字の音訓又は慣用により表音されるところにより、届出人となるべき者に戸籍に記載する氏名の読み仮名の通知をし、一定期間内に異議が述べられなかったときは、同期間満了をもって当該通知に係る氏名の読み仮名の届出があったものとみなし、市区町村長が戸籍に氏名の読み仮名を記載する制度とすることも考えられる。ただし、上記制度により、届出期間経過後に市区町村長が戸籍の記載をしたときは、過料の対象となることが明らかになるため、戸籍法施行規則第65条の規定に基づき、管轄簡易裁判所にその旨を通知しなければならないこととなる。

なお、身分関係に関し、期限内に届出がなかった場合に、期限が到来した時に一定の効力を持たせる制度として、昭和59年法律第45号附則第3条の国籍の選択に関する経過措置がある。これは、当該法施行の際に現に外国の国籍を有する日本国民は、国籍法第14条第1項の定める国籍選択義務を負い、期限内（法施行の時に20歳に達していない者は22歳に達するまでに、20歳に達している者は2年以内）に国籍の選択をしないときは、期限が到来した時に日本の国籍を選択し、かつ、外国の国籍を放棄する旨の宣言をしたものとみなすというものである。

この点、第1回会議において、現状、市区町村が保有する氏名の読み仮名の情報を利用するなどして、より多くの国民について氏名の読み仮名を収集することが可能となる方法を検討すべきであるとの意見や、第1の5(2)において【甲案】又は【乙案】を採用する場合であっても、市区町村長が戸籍に記載した氏名の読み仮名は暫定的なものとして取り扱い、その変更については、第1の5(2)の規律の例外と位置付けるという方法も考えられるとの意見があった。なお、このみなされた届出により氏名の読み仮名が戸籍に記載された場合において、現に使用している氏名の読み仮名が戸籍に記載されたものと異なるときは、戸籍法第113条の「その記載に錯誤があること」に該当するとすることは困難であるが、第1の5(2)の【甲案】を採用する場合には、やむを得ない事由又は正当な事由があると認められるものと考えられ、第1の5(2)の【乙案】を採用する場合には、法務省令で定める事由に加える（第1の5（補足説明）5参照）ことが考えられる。

以上

35